

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県公有財産審議会規則の一部を改正する規則

四七九

告 示

○生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件
○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件

四七九

四七九

四八〇

公 告

○地籍調査の成果について認証した件二件
○道路の区域を変更する件
○道路の供用を開始する件

四八一
四八一
四八一

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件
○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を廃止した旨届出があった件
○市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があった件
福島県警察本部
○一般競争入札を行う件

四八二

規 則

福島県公有財産審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第五十四号

福島県公有財産審議会規則の一部を改正する規則

福島県公有財産審議会規則(昭和五十二年福島県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「委嘱し、又は任命する」を「委嘱する」に改め、同項第一号中「五人」を「六人」に改め、同項第二号中「地方公共団体」を「市町村」に、「四人」を「三人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(財務領域公有財産グループ)

告 示

福島県告示第四百五十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年六月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

名 称 所 在 地

財団法人脳神経疾患研究所 福島市飯坂町字原口三 指定年月日 平成一九年四月一日

附属リハビリテーション館 同 同 同

坂温泉病院 同 同 同

大槻スリープクリニック 同 市早稲町四一六ラヴィパレー一番丁 同

医療法人渡辺クリニック 同 本宮市高木字高木一九一六 同

角田内科医院 胃・大腸ク 同 石川郡浅川町大字東大畑字新町一〇一一 同

リニック 同 同 同

石塚医院 同 田村郡小野町大字小野新町字品ノ木二二三 同

アイン歯科医院 同 須賀川市加治町九一五 同

医療法人社団譽会譽田歯科 同 伊達市梁川町字小梁川二五一一三 同

医院 同 同 同

鏡石デンタルクリニック 同 岩瀬郡鏡石町桜岡三七五一九イオンストア 同

同 同 同

アイン薬局猪苗代店 同 耶麻郡猪苗代町大字千代田字二百刈六九一 同

同 同 同

ハッピー愛ランド訪問看護 同 福島市本内字西河原五一七六 同

ステーション 同 同 同

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第四百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成十九年六月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

名 称 所 在 地 廃止年月日

福島県告示第四百五十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成十九年六月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行った者の名称

郡山市

二 成果の名称

郡山市希望ヶ丘の一部及び富田町字大徳の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿
（農村整備領域農地管理グループ）

（農村整備領域農地管理グループ）

福島県告示第四百五十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、伊達市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成十九年六月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行った者の名称

伊達市

二 成果の名称

伊達市霊山町石田の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿
（農村整備領域農地管理グループ）

（農村整備領域農地管理グループ）

福島県告示第四百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所平成十九年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年六月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
一般国道 四五九号	喜多方市山都町蓬萊字 岩ノ下二八八六番一地 先から 同 市山都町蓬萊字 蓬萊山二七九〇番三二 九林班い二小班地先まで	変更前 A 四・〇〇 三・六〇	四・〇〇 三・六〇	一、二〇七・〇
		変更後 B 九・〇〇	四・〇〇 三・六〇	一、二〇七・〇

で

五九・〇

（道路領域道路企画グループ）

福島県告示第四百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所平成十九年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年六月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四五九号	喜多方市山都町蓬萊字蓬萊山二七九〇番三二 八林班い二小班地先から 同 市山都町蓬萊字蓬萊山二七九〇番三二 八林班い二小班地先まで	平成一九年 六月二六日

（道路領域道路企画グループ）

公 告

公告第三百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成十九年六月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成十九年六月十四日
- 二 名称
特定非営利活動法人ゴールデンハープ
- 三 代表者の氏名
森 章
- 四 主たる事務所の所在地
福島県いわき市平字菱川町五番地の八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域で生活している児童、障害者、高齢者等の福祉サービス、保健、

医療等の増進を図る活動を、ひとりひとり互いに認め合う愛に基づいて行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第三百六十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年六月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成十九年六月十九日

- 二 名称

特定非営利活動法人いわきハンディキャップサポートセンター

- 三 代表者の氏名

小柳 湖津江

- 四 主たる事務所の所在地

福島県いわき市内郷綴町川原田百番地

- 五 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々に対して、地域生活支援に関する事業を行い、地域社会に根ざした障害者福祉の向上を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第三百六十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る次に掲げる障害福祉サービスを廃止した旨届出があった。

平成十九年六月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
株式会社 社コム スン郡 山北ケ アセン	郡山市富久 山町福原字 東五九一七	株式会社 社コム スン	東京都港区 六本木六一 一〇一一	平成一九年 五月三十一日	居宅介護 重度訪問 介護	身体障害者 知的障害者 障害時 精神障害者

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により、いわき駅前地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

公告第三百六十九号

平成十九年六月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 氏名

太田 哲夫

- 二 住所

埼玉県草加市谷塚町四九一三一五〇六

(都市領域まちづくり推進グループ)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第34号

交通調査解析及び交通管理システム設計委託5-1業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成19年6月26日

福島県警察本部長 久保 潤

- 1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量 交通調査解析及び交通管理システム設計委託5-1業務 一式

(2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結日から平成19年8月20日まで

(4) 履行場所 仕様書による。

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

(3) この公告に示した仕様と同種の業務の履行実績を有し、かつ、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の③の履行実績について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成19年7月2日(月)午後5時までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合があるので注意すること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成19年7月12日(木)午後1時30分 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)